



障がいのある方のための

し さ く せ い ど が い よ う

施策・制度の概要

【令和6年4月】

三朝町役場 福祉課

TEL 43-3520

(福祉保険係 直通)

FAX 43-0647

区 分	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方	問合せ先 等
手帳の申請	身体障害者福祉法(18歳未満の方は児童福祉法)による援助を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受ける必要があります。	知的障害者更生相談所(18歳未満の方は児童相談所)で判定を受けて、療育手帳が交付されます。	一定の精神障がいがあり、長期にわたって日常生活・社会生活への制約(障がい)がある方に精神障害者保健福祉手帳が交付されます。	問合せ:福祉課 福祉保険係 (写真、印鑑、診断書等が必要です。)
福 祉 用 具	日常生活用具の給付等	日常生活用具には、次のようなものがあります。(障がいの程度によっては交付されないものもあります。) (視)盲人用時計、歩行時間延長信号機用小型送信機、点字図書、点字器等(聴)聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工内耳用電池等(肢)特殊寝台、特殊マット、入浴補助用具、体位変換器、移動移乗支援用具、電気式たん吸引器等(内)透析液加温器、ストマ用装具等 日常生活用具給付事業は、日常生活用具の価格に応じ、原則として定率1割負担(ストマ装具及び紙おむつ等は5%負担)となっていますが、本人又は世帯員の町民税の課税状況に応じ、月額自己負担上限額が設けられています。		問合せ:福祉課 福祉保険係
	補装具の交付・修理	補装具には、次のようなものがあります。(障がいの程度によっては交付されないものもあります。) (視)盲人安全つえ、義眼、めがね等(聴)補聴器等(肢)義肢、車いす、歩行器等 原則として定率1割負担となっていますが、日常生活用具同様に月額自己負担上限額が設けられています。		
医 療 費 助 成	自立支援医療	身体障がいのある方が知事の指定を受けた医療機関で、障がいの軽減や機能回復のために受けた医療費の9割が医療保険と公費で負担される制度です。 ・更生医療:心臓ペースメーカー埋め込み術、(18歳以上)人工透析など ・育成医療:口唇口蓋裂手術、心臓手術など(18歳未満)		精神障がいのある方が、精神科の病気で病院に通院した場合に、その医療費の9割が医療保険と公費で負担される制度です。(精神通院公費)
	特別医療	身障1・2級手帳所持者、療育手帳(A)所持者および1級の精神障害者保健福祉手帳所持者の医療費を公費負担します。ただし、世帯及び本人の課税・所得状況により自己負担が必要となる場合があります。		
	心身障がい者医療費助成	身障3・4級手帳所持者、療育手帳(B)所持者および2級の精神障害者保健福祉手帳所持者の方は、医療保険の自己負担額の2分の1を助成します。ただし市町村民税非課税世帯の方が対象となります。		
インフルエンザ予防接種費助成	年度内に満16歳から64歳になる方で、身障1・2級手帳所持者、療育手帳(A)所持者および1級の精神障害者保健福祉手帳所持者のインフルエンザ予防接種費の半額(上限1,500円)を助成します。			
作業所通所・通院助成	障がいの治療又は社会適応訓練を目的に通院・通所している障がいのある方の交通費(バス運賃相当額)の1/2を助成します。 ①身体障害者手帳所持者で人工透析療法を受けている在宅の方(腎臓機能障がい者)又は精神障害者保健福祉手帳所持者で精神通院されている方。 ②身体障害者手帳、療育手帳所持者または精神障害者保健福祉手帳の所持者で作業所等に通所されている方。			
タクシー助成	身体障害者手帳1・2級所持者に月額2,000円を助成します。(500円分のタクシーチケットを4枚/月)			
障がい者自動車運転免許取得費助成	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が、第一種普通自動車運転免許を取得された場合、10万円を限度で助成します。(免許取得後1年以内の申請に限る。)			
身体障がい者用自動車改造費助成	上肢、下肢または体幹機能障がいのある方等の社会参加や就労支援の促進のため、自動車の操行装置等の改造に係る費用のうち、10万円を限度で助成します。			
聴覚障がい者意思疎通支援	聴覚障がいのある方等と健聴者との意思疎通を仲介するため、手話通訳者、要約筆記者等を派遣します。			申込先:鳥取県中部聴覚障がい者センター FAX27-2360 TEL27-2355 問合せ:福祉課 福祉保険係
日中一時支援	障がいのある児童(者)の日中活動の場を確保し、家族の就労支援や日常介護の一時的な負担の軽減を図ります。原則として定率1割負担となっていますが、本人又は世帯員の町民税の課税状況に応じ、月額自己負担上限額が設けられています。			
移動支援	ガイドヘルパーの派遣など、屋外での移動が困難な人等に対して、外出のための個別移動支援を行います。原則として定率1割負担となっていますが、本人又は世帯員の町民税の課税状況に応じ、月額自己負担上限額が設けられています。			
相談支援	○中部障がい者地域生活センター 所在地:倉吉市山根43 TEL 26-2346 FAX 26-2300 福祉サービス情報提供、助言、利用援助、社会生活力を高めるための支援、介護相談、情報提供などの生活支援を行います。 ○障害者就業・生活支援センターくらし 所在地:倉吉市住吉町37-1 TEL・FAX23-8448 地域の中で安心して働き、意欲的に自立した生活を送るために、雇用など関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。 ○相談支援センター サポート りんくす 所在地:湯梨浜町長江310-46 TEL 32-1001 FAX 32-0989 障がいのある子どもさんのための福祉サービス情報提供、助言、利用援助、相談支援などの生活支援を行います。			問合せ:福祉課 福祉保険係

区 分	身体障がいのある方		知的障がいのある方		精神障がいのある方		問合せ先 等		
在宅支援サービス	障がいのある方が、地域の中で安心して暮らせるよう在宅でのサービスを充実させ、社会参加を促進します。							サービスを受けるには、障がい福祉サービスの支給決定を受け、各サービスの提供事業者と契約を締結する必要があります。日常生活や集団生活への適応の指導を行います。 問合せ: 福祉課 福祉保険係	
	事 業		内 容		事 業		内 容		
	介護給付サービス	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の介護等を行います。		介護給付サービス	施設入所支援	夜間や休日に居住の場を提供し、日常生活を支援します。		
		生活介護	入浴、排泄、食事の介護等日常生活上の支援を行います。			短期入所	施設への短期入所により、入浴、排泄、食事の介護等を行います。		
		ホームヘルプ	自宅で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。			自立訓練	地域生活が営めるよう、リハビリテーションや機能訓練を行います。		
		重度訪問介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援などを行います。			就労移行支援	就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。		
		行動援護	行動上の危険回避支援や外出支援を行います。			就労継続支援	働く場の提供とともに知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。		
		同行援護	視覚障害の方の移動に必要な情報提供、援護等の外出支援を行います。			グループホーム	グループホームにおいて、相談その他日常生活の支援を行います。		
重度障害者等包括支援		居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。		児童発達支援等		日常生活活動や集団生活への適応の指導等を行います。			
児童給付			児童給付						
施設への入所	身体障がいのある方が入所・通所して身体機能・日常生活・職業に係る訓練をしたり、治療・擁護を受ける場として、障がいに応じた各種の施設があります。 施設入所支援施設、グループホーム等		知的障がいのある方が入所・通所して、日常生活をおくるための支援や、職業に係る訓練を受ける場として、各種の施設があります。 施設入所支援施設、グループホーム等		精神障がいのある方が日常生活に適応できるように必要な指導を受けたり、作業訓練を行うための各種の施設があります。 施設入所支援施設、グループホーム等		申込先: 各施設 問合せ: (18歳未満) 倉吉児童相談所 TEL23-1141 (18歳以上) 福祉課 福祉保険係		

サービス・制度等

区 分	身体障がいのある方		知的障がいのある方		精神障がいのある方		問合せ先 等
旅客運賃の割引	JR・智頭急行・若桜鉄道	普通乗車券	第1種障がい者は単独又は介護者とともに乗車する場合双方 5 割引 第2種障がい者は単独で乗車する場合 5 割引		/		第 1 種及び第 2 種の区分は身体障害者手帳の記載による。 問合せ: 駅の案内窓口
		定期乗車券	第1種の方及び 12 歳未満で第 2 種の方の介護者が乗車する場合 5 割引				
回数乗車券		第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方 5 割引					
急行券 (特急を除く)		第1種が単独又は介護者とともに乗車する場合双方 5 割引					
	取扱区間	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方が普通乗車券によって、単独で乗車する場合は片道100キロメートルを超える区間に限ります。 第1種が介護者と乗車する場合、区間制限はありません。					
バス	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、県内の一般乗合バス路線の本人料金が5割引になります。(バス介護表示のある手帳をお持ちの方は同行の介護者1名につき5割引になります。) 身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方については、県内の定期観光バス路線及び県内発着の高速バス路線も対象となります。						問合せ: 日ノ丸自動車 日本交通
航空運賃	12歳以上の方のみ割引対象 ※割引は国内定期航空路線に限られます。				/		問合せ: ANA からだの不自由な 方の相談デスク TEL0120-029-377
タクシー	身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、乗車した区間について、運賃がメーター表示額の10%引きとなります。 ※割引は県内タクシー会社に限られます。						問合せ: 県内 各タクシー会社
有料道路の通行料金	身体障害者手帳をお持ちの方本人が運転する場合は、約5割引になります。 第1種の身体障害者手帳又は A 判定の療育手帳をお持ちの方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合は、約5割引となります。						問合せ: 福祉課 福祉保険係
携帯電話	月々の基本使用料の割引 会社によっては、通話料や各種サービスの月額使用料が割引となったり、新規契約時の事務手数料、名義変更手数料が無料となることがあります。						問合せ: 各携帯会社
NHK放送受信料免除	(全額免除の対象世帯) ①生活保護世帯 ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方で市町村民税非課税世帯 (半額免除の対象世帯) ①視覚・聴覚障がいのある方が世帯主の世帯 ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主の世帯 ③特別項症から第1款症の戦傷病者手帳を所持する方が世帯主の世帯 (各世帯とも世帯主が受信契約者)						問合せ: 福祉課 福祉保険係 NHK視聴者コールセンター TEL0570-077-077
障害基礎年金	国民年金に加入している期間中に、かかった病気やけがにより、障がい者になった場合に支給されます。また、20歳前の障がいについても20歳から支給されます。 ただし、20歳前の障がいによって障害基礎年金を受けている本人に一定額以上の所得があるときは、年金の支給が停止されます。 ※年金額・・・受給者に18歳未満の子または20歳未満の障がいのある子があるときは、加算があります。 1級 年額 1,020,000 円 2級 年額 816,000 円 (注) 手帳の等級とは異なる基準で認定されますので、障がい基礎年金の1級、2級は、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。						問合せ: 町民課 町民環境係 TEL43-3505 倉吉年金事務所 TEL26-5311
特別障害者手当	※特別障害者手当及び障害児福祉手当・・・いずれの手当についても所得制限があります。 【特別障害者手当】 ・重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に対し、月額 28,840 円が支給されます。						問合せ: 福祉課 福祉保険係 中部県民福祉局 共生社会推進課 TEL23-3125
障害児福祉手当	【障害児福祉手当】 ・重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の在宅の方に対し、月額 15,690 円が支給されます。						
特別児童扶養手当	【特別児童扶養手当】・・・障害基礎年金と同程度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している保護者に対し、1級: 月額 55,350 円、2級: 月額 36,860 円が支給されます。(児童が施設に入所している場合は対象になりません。) (注) 手帳の等級とは異なる基準で認定されますので、身障手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳の等級とは異なります。						問合せ: 町民課 子ども支援室 TEL43-3505 鳥取県 障がい福祉課 TEL0857-26-7154
心身障害者扶養共済	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。 加入対象者: ①～③の保護者 ①身障手帳1～3級所持者②療育手帳A、B所持者③精神手帳1、2級所持者 月額保険料: 保護者の加入時年齢により異なります。						問合せ: 福祉課 福祉保険係 鳥取県 障がい福祉課 TEL0857-26-7154